

必ずご確認のうえ、お申し込みください。ご契約後も大切に保管してください。

## 利用規約

～2008年 阪神タイガース 阪神甲子園球場 年間予約席～

この利用規約は、阪神タイガース及び阪神甲子園球場(以下まとめて「阪神」といいます。)&「阪神タイガース 阪神甲子園球場 年間予約席」鑑賞権(以下「年間予約席鑑賞権」といいます。)&及びこれを表象する年間予約席入場券をご使用いただくすべての方の間において適用される契約約款です。

1. 年間予約席鑑賞権は、1シーズンの間、阪神甲子園球場で開催される阪神タイガース主催の公式戦のうち阪神が指定する試合(以下「試合」といいます。)&を阪神が指定する座席において鑑賞できる法律上の地位ないし資格(権利)です。また、年間予約席入場券は、年間予約席鑑賞権を表象する書面です。
2. 年間予約席鑑賞権の販売契約(権利売買契約)は、年間予約席購入希望者(以下「購入希望者」といいます。)&から阪神に対する阪神が指定した書面による購入申し込みと阪神の承諾によって成立するものとします。なお、購入希望者において過去に本規約を遵守いただけなかったなど一定の事由がある場合、阪神は当該購入希望者からの購入申し込みを承諾しません。また、阪神は請求書(振込依頼書)を購入希望者に発送することで、購入申し込みを承諾するものとします。
3. 年間予約席鑑賞権の販売契約(権利売買契約)が成立した場合、購入希望者は阪神に対し阪神が指定する料金(年間予約席鑑賞ができる法律上の地位ないし資格の対価)を阪神が指定する期間内に所定の方式にて納入しなければならないものとし、阪神は料金納入後年間予約席入場券を発行します。購入希望者が所定の期間内に所定の料金納入手続を行わなかった場合、購入希望者・阪神間の権利売買契約は遡及的に失効するものとします。
4. 年間予約席入場券発行後、購入希望者は、阪神に対して契約の解除、料金の払戻し、座席の変更等を一切請求できません。
5. 年間予約席鑑賞権及び年間予約席入場券の対象となる試合には、阪神甲子園球場で開催されるオールスター戦・クライマックスシリーズ・日本シリーズや、オープン戦・ウエスタンリーグの試合は含まれません。また、阪神甲子園球場以外の球場で開催予定の阪神タイガース主催試合が中止になり、それによる追加日程が阪神甲子園球場で組まれる場合でも、年間予約席入場券を利用することができない場合があります。
6. 年間予約席鑑賞権は阪神が購入者(以下「年間予約席購入者」といいます。)&に対して1シーズン毎に権利販売するものであり、次年度の権利販売を予約したり保証したりするものではありません。なお、阪神から年間予約席購入者に対して次年度の年間予約席購入のご案内をさせて頂くことがありますが、これはいわゆる申し込みの誘引であってそれ自体が権利売買契約の申し込みではありません。また、ご案内する座席の席種及び席番は、阪神が任意に決定できるものとします。

7. 年間予約席購入者は、阪神に届け出ている個人情報(住所・電話・電子メールアドレス・連絡者名等の情報)に変更が生じた場合は、直ちに阪神に届け出ることとします。この場合、阪神は、変更の理由等について、年間予約席購入者に確認する場合があります。年間予約席購入予定者はこれに異議を述べないことを予め承諾します。
8. 年間予約席購入者が前項の届出を怠ったこと又は遅延したことが原因となって阪神から年間予約席購入者に対する情報提供、送付物等の不到達や遅滞その他の不利益が年間予約席購入者に万一発生した場合にも、阪神はそれらに関する責任を負うことはありません。また、阪神から年間予約席購入者に対する送付物が2回以上にわたり届かない場合、阪神はその原因が解消されるまで、送付物や連絡を停止することができるものとし、年間予約席購入者はそれに対し異議を述べないことを予め承諾します。
9. 阪神甲子園球場への入場は、各試合日ごとに阪神が指定する年間予約席入場券の一部(入場券冊子のうちの当該試合に対応する紙片部分。以下「入場券部分」といいます。)が必要となります。当該試合に対応する有効な入場券部分をお持ちでない場合は、いかなる理由においても、ご入場いただくことはできません。また、年間予約席入場券は年間予約席購入者において自らの責任において大切に保管・取扱しなければならないものとし、仮に年間予約席入場券及び入場券部分の盗難や紛失等が生じて、阪神は一切再発行いたしません。
10. 天候等が原因で試合が中止又は成立せず、改めて試合が行われる場合、原則として、新たな日程が決定次第、阪神から年間予約席購入者に日程をご案内します。その場合、阪神が指定する予備券を有効な入場券部分として取り扱います。(中止又は成立しなかった入場券部分は無効となります。)ただし、改めて組まれる試合が急遽決定する等、試合日程のご案内が年間予約席購入者に当該試合日までに間に合わないまたは届かない場合があります。この場合、年間予約席購入者は、阪神が情報を発信する阪神甲子園球場ホームページまたは電話(阪神甲子園球場テレホンサービス及び阪神甲子園球場入場券係)にて、年間予約席購入者自身で日程を確認することを阪神に対して予め承諾します。
11. 阪神は、年間予約席購入者に対し、年間予約席鑑賞権や年間予約席入場券の全部又は一部、及び年間予約席鑑賞権に付随する特典(権利、物品)を、第三者へ営利目的で転売することを禁じます。もしそのような規約違反行為で転売されている年間予約席入場券が明らかになった際には、阪神は当該入場券の購入者が取得した年間予約席鑑賞権を失効とする場合があります。なお、チケットショップやインターネットオークションなどを利用しての不特定多数への転売については、営利目的としての転売がなされているものとみなします。
12. 年間予約席購入者に対しても、試合を観戦して頂く際の約定として、通常の観戦者と同様に「試合観戦契約約款」を適用します。また、これに伴い、阪神甲子園球場では、場内へのカン・ビン類および危険物の持込みを禁止するため、全てのお客様に対して手荷物検査を実施しております。
13. 阪神は、合理的な理由がある場合にはこの規約を予告なく変更することができるものとします。

以 上